

高等教育質保証学会第14回大会(令和7年8月31日)資料

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方

(第2回ワーキンググループ(5月28日)説明資料に追記)

Japan Association for College Accreditation

大学・短期大学基準協会



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

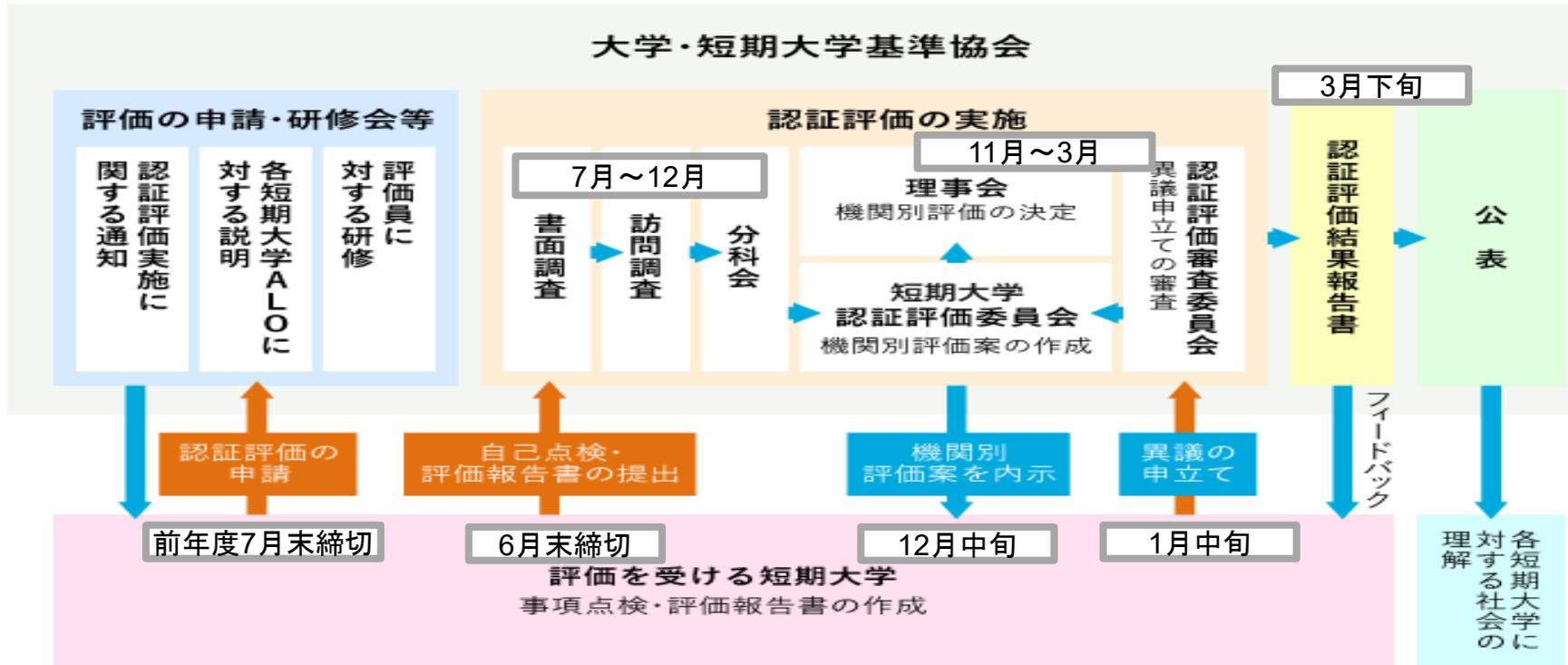
はじめに

学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見付けた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。

当協会が行う認証評価等の概要

認証評価の流れ



【短期大学評価基準】

- アメリカのACCJC WASCの基準をベースに、**国際通用性を確保した基準**
- 学生の**学習成果(=学修目標)**を焦点にした教育の質保証

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

- A 建学の精神
- B 教育の効果
- C 社会貢献
- D 内部質保証

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

- A 教育課程
- B 学習成果
- C 入学者選抜
- D 学生支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

- A 人的資源
- B 物的資源
- C 技術的資源等
- D 財的資源

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

- A 理事会運営
- B 教学運営
- C ガバナンス
- D 情報公表

認証評価が大学教育の改善へ与えた効果等（1）

第3評価期間「三つの意見の記述数」

基準	テーマ		優れた試み							向上・充実							早急改善									
			(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建学の精神と教育の効果	A	建学の精神	1	26	42	39	48	39	26	221	0	0	1	2	1	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	教育の効果	0	10	16	22	12	10	8	78	0	1	3	5	7	6	3	25	1	2	2	3	4	2	2	16
	C	内部質保証	2	26	43	41	46	41	25	224	0	1	9	10	9	9	4	42	0	0	0	1	0	0	0	1
教育課程と学生支援	A	教育課程	3	34	39	50	44	38	29	237	2	13	24	30	51	32	14	166	2	3	1	8	7	3	4	28
	B	学生支援	9	32	58	59	57	40	33	288	0	1	2	3	1	2	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0
教育資源と財的資源	A	人的資源	2	15	24	17	25	18	10	111	0	2	5	3	5	4	4	23	0	0	0	1	1	2	2	6
	B	物的資源	0	13	16	15	14	12	13	83	1	1	3	0	0	3	5	13	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	技術的資源等	0	4	5	3	7	12	3	34	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	D	財的資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	20	32	47	40	39	190	0	0	0	1	0	0	0	1
リーダーシップとガバナンス	A	理事長のリーダーシップ	0	0	5	4	8	4	3	24	0	1	0	1	4	0	1	7	0	0	1	4	3	4	1	13
	B	学長のリーダーシップ	1	1	5	3	7	9	5	31	0	0	1	2	7	4	3	17	0	0	1	6	18	6	15	46
	C	ガバナンス	0	1	0	2	4	1	2	10	1	2	2	17	14	8	11	55	0	3	4	15	12	12	3	49
合計			18	162	253	255	272	224	157	1,341	4	34	70	105	147	110	86	556	3	8	9	39	45	29	27	160

認証評価が大学教育の改善へ与えた効果等（２）

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ] 基準Ⅰ-B 教育の効果

- 学習成果が(学科・専攻課程ごとに)明確に表明されていない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] 基準Ⅱ-A 教育課程

- 授業期間内に定期試験が組まれるなど、短期大学設置基準に従って1単位当たりの授業時間が確保されていない。
- 平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、授業科目を履修した学生に対して試験の上、単位を与えるものとなっていない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ] 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

- 理事会において事業計画及び事業報告書が審議されていない。

[テーマ] 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

- 教授会規程に定める審議事項のうち、教授会において意見聴取が行われていない事項がある。

[テーマ] 基準Ⅳ-C ガバナンス

- 監事が出席していない理事会、評議員会が開催されており、業務監査が適切に行われていない。
- 公表が義務付けられている教育情報の一部が公表されていない(又は不十分なものがある)。

現行の認証評価制度に対する課題認識

物理的負担

課題：評価員の確保(特に、財務に精通した事務職員が不足)

認証評価 → ピア・レビューの精神(会員校から推薦された教職員で評価チームを構成)

評価チーム → 評価校1校に対して4人で構成(4基準を分担して評価)

基準Ⅰ(建学の精神と教育の効果)、Ⅱ(教育課程と学生支援)、Ⅳ(短期大学運営とガバナンス) → 教員

基準Ⅲ(教育資源と財的資源) → 財務に精通した事務職員

※ 交代要員を含め、**毎年度200人程度**の評価員を確保する必要

精神的負担

課題：認証評価の結果が他の国の制度と連動していないことによる徒労感

「適格」の評価結果 × 高等教育の修学支援制度の機関要件ではない

「不適格」の評価結果 × 大学設置・学校法人審議会による学部、学科の設置審査に申請可能

認証評価の受審義務 × 専門学校は、大学院入学資格、高度専門士の称号が付与されるにも関わらず、法令上の受審義務はない

新たな評価制度に期待すること

「教育の質」、「教育の質保証」について広く国民の理解を得ること

「質保証」について、認証評価上の考え方と世間一般の認識を一致させること。

認証評価における教育の内部質保証の評価

→ 教育の改善・向上を目的としたPDCAサイクルが当該大学のシステムとして機能しているか（教育力を測るものではない）。

「認証評価」が大学の撤退を促す仕組みに直結しないこと

「認証評価」 → **大学の教育研究水準の向上を支援するもの**（学校教育法109条第6項ほか）

「知の総和」答申の記述 → 「新たな評価制度では、・・・**教育の質が十分に担保されていない機関については、撤退を促していくことが望ましい**」

学部・研究科等別の認証評価を主とする場合、現在の認証評価機関のリソースや評価の仕組み（収支を含む）で対応可能か十分に検証すること

学問分野で区分すると**総数は7000を超える**との説があるが、膨大な対象を評価するための**評価員が確保できるか**（撤退を促す仕組みとした場合、そもそも評価員を集められるか）？

我が国の「知の総和」向上の未来像
～高等教育システムの再構築～（答申）
と
中央教育審議会大学分科会の議論

中央教育審議会大学分科会の議論について（1 / 4）

いわゆる「知の総和答申」の記載内容

認証評価制度については、評価疲れという声もある中で、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要である。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。

<具体的方策>

○ 認証評価制度の見直し

- ・ 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- ・ 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

（答申21～22ページより抜粋）

中央教育審議会大学分科会の議論について（2 / 4）

多く意見が出されたのは令和6年7月29日と10月16日

7月29日

村田：認証評価機関そのものの質を上げていくというようなことはやはり強化すべきだし、それから、最低基準ではなくて、非常にいい側面、いい部分を持っているような大学に対して、それを積極的に評価していくような機能、そういった認証評価機関の在り方そのものも変えていかざるを得ないのではないかなと思うのですね。

志賀：認証評価というのは、やはり器の質保証をするというものにすぎなくて、私もいろいろ見ていると、例えば、3つのポリシーはちょっと漠然とし過ぎているとか、分かりにくいなというふうな学校があっても、それがちゃんと定められていて、周知していて、見直すような会議体等があれば、適合・適格という判断をせざるを得ないわけです。

10月16日

須賀：認証評価をやっても、どういうところに問題がありますから、そこを改善してくださいねという改善のことが出てくるだけで、「はい、あなたは失格です。退出してください」とは言われたいのですね。その一方で、入り口のほうでは、最低基準を満たすと認可されるという形になっています。

松下：入学段階における合格難易度による大学評価から、出口段階における学生の能力の伸び等による大学評価へ転換すると書かれていますが、これはもっともなことだと思います。

森：今、私自身、現在、認証評価、設置審、ACに関わっている身としましては、大学評価がうまくいっていないという印象があります。特に、先ほど須賀先生もおっしゃいましたが、認証評価機関において評価基準に大きな差があって、なぜかACはなかなか卒業できないけれども、認証評価は適合みたいなパターンも出てきているということなのですね。そういう意味では、先ほどメタ評価の話が出てまいりましたが、これは村田先生のお話だと思うのですが、大学同士のピアレビューでは限界があると強く感じています。以上から、日本の教育政策においては入り口が国として文部科学省がしっかりと認可をするシステムということであれば、やはり出口も私は国が責任を持つべきだと思います。そうでないと退出のルールやシステムの構築は難しいと思います。

中央教育審議会大学分科会の議論について(3 / 4)

議論がかみ合わない点(私見)

教育の質保証＝質の高い教育と認識されていないか

現行の評価機関においては、各機関表現や細かな基準にこそ違いはあるが、概ね質保証システムのチェックをしているにすぎない。すなわち、教育目的・3つのポリシー・学習成果が制定され、教職員に周知され、教育課程に反映され、見直しをする規則や会議体等のシステムがあり、PDCAサイクルが機能しているかを確認している。そのシステムの確立が質の高い教育につながると考えられるものの、教育の質が高いか低いかは、判断していない。志賀は「器の質保証」と表現したが、理解されなかった。

大学の評価なのか、学生の評価なのか

個人の評価が組織の評価であるかの如く扱われている。では教育の内容を評価するのか、成績を評価するのかといった具体的な評価基準のイメージの議論が不十分なまま、答申本文には「在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか」と記載されてしまった。

感覚的な意見ばかりで具体的事例がわからない

評価基準や結果にばらつきがあるといった意見のほか、他の会議体でも内部質保証に活かされていない、大学内で一部の人しか関わっていないなどの感想レベルの意見が出ているが、それらを具体的に裏付けしておらず、またそれらが評価機関それぞれの特色といえるのか、深刻な不公平をもたらす課題なのか検証もしていない。

中央教育審議会大学分科会の議論について(4 / 4) +まとめ

何のために評価機関はあるのか

学位授与機構

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。(HP「機構が行う業務」より抜粋)

大学基準協会

本協会は「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」ことを目的に掲げ、「大学基準」の制定や会員相互資格審査などの取り組みを通じて、戦後の大学改革の一翼を担ってきました。

本協会は、わが国を代表する高等教育の質保証機関として、これからも大学の質的向上に貢献していきます。(HP「大学基準協会の概要」より抜粋)

高等教育評価機構

本財団は、評価等を通じ各大学の改革・改善を支援することとし、もって私立大学等の発展・充実に寄与しようとするものであります。(「設立趣意書」より抜粋)

大学教育質保証・評価センター

この法人は、大学の教育研究等についての評価等を行うことを通じ、大学の自律的な質保証活動を支援することを目的とします。(HP「目的」より)

大学・短期大学基準協会

短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的としている。(「設立趣意書」より抜粋)

先日のWG資料では、文部科学省は「社会に認知・評価してもらうためのアカウントビリティとしての役割を果たすとともに、評価結果を踏まえて高等教育機関が自己改善を促進していく」という記載があるが、各評価機関の目的にアカウントビリティへの言及はほとんどない。



なんのために評価をするのか、再確認と周知が必要なのではないか